

第十三回国会 衆議院 地方行政委員会 議録 第十号

昭和二十七年二月二十六日(火曜日)

午前十一時四十三分開議

出席委員

委員長 金光 義邦君
理事 大泉 寛三君 理事 河原伊三郎君
理事 野村專太郎君 理事 床次 徳二君
小玉 治行君 佐藤 親弘君
前尾繁三郎君 吉田吉太郎君
藤田 義光君 大矢 省三君
立花 敏男君 八百板 正君
大石ヨシエ君

出席國務大臣

國務大臣 岡野 清麿君

出席政府委員

總理府事務官 吉岡 惠一君
全國選舉管理委員 會事務局長 萩田 保君
國家地方警 察本部長官 齋藤 昇君

委員外の出席者

専門員 有松 昇君
専門員 長橋 茂男君

二月二十二日

委員八百板正君辭任につき、その補
欠として福田昌子君が議長の指名で
委員に選任された。

二月二十六日

委員福田昌子君辭任につき、その補
欠として八百板正君が議長の指名で
委員に選任された。

二月二十三日

大須賀町に特殊飲食店街設置反対の
請願(前田榮之助君外一名紹介)(第

第一類第三号

地方行政委員会議録第十号 昭和二十七年二月二十六日

八六六号)

乗合自動車税軽減に関する請願(大
森玉木君紹介)(第八八五号)
理容、美容業者に対する特別所得税
軽減の請願(野村專太郎君紹介)(第
八八六号)

地方財政平衡交付金法の一部改正に
関する請願(中山マサ君紹介)(第九
〇九号)

の審査を本委員会に付託された。
同日二十一日

機関委任事務に要する費用全額補助
交付に関する陳情書(全国市議会議
長会長横井恒治郎)(第五七二号)
地方議會制度の改革反対に関する陳
情書(全国市議會議長会長横井恒治
郎)(第五七三号)

自治体警察及び自治体消防職員の退
職手当に関する陳情書(全国市議
議長会長横井恒治郎)(第五七四号)
昭和二十六年地方財政赤字の補
てん対策に関する陳情書(全国市議
會議長会長横井恒治郎)(第五七五
号)

地方税財政の確立強化に関する陳情
書(全国市議會議長会長横井恒治
郎)(第五七六号)
地方自治確立に関する陳情書(全
国市議會議長会長横井恒治郎)(第
五七七号)

地方公務員の給与ベース改訂に対す
る財源措置の陳情書(全国市議
議長会長横井恒治郎)(第五七八号)
特別市制反対に関する陳情書(大阪
府中河内郡若江村長石田富太郎外三

十三名)(第五七九号)

同(大阪府中河内郡石切町議會議長
辻龍太郎外五名)(第五八〇号)
特別区の組織及び運営に関する陳情
書(東京都渋谷区議會議長橋本実尾
(第五八一号)

平衡交付金の増額並びに地方起債の
わくの拡大に関する陳情書外一件
(大阪市會議長田村敏太郎外一名)
(第五八二号)

入場税の軽減に関する陳情書(富山
県商工会連合会会長米田元吉郎外一
名)(第五八三号)
遊興飲食税の軽減に関する陳情書
(富山県商工会連合会会長米田元吉
郎外一名)(第五八四号)

自動車税増額反対に関する陳情書
(東京都目家用自動車組合会長満尾
君亮)(第五八五号)
証券取引業を附加価値税課税の対象
とせざることを陳情書(東京証券取
引所理事長小林光次)(第五八六号)
を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命
令に関する件に基づく全国選挙管理委
員会關係諸命令の廃止に関する法律
案(内閣提出第七号)

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命
令に関する件に基づく警察關係命令の
措置に関する法律案(内閣提出第八
号)

警察に関する件

○金光委員長 これより開会いたしま
す。

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命
令に関する件に基づく全国選挙管理委員
會關係諸命令の廃止に関する法律案を
議題といたします。本案に対しては
は前会において質疑を終了いたしてお
りますので、これより討論採決を行
いたいと思いますが、本案につきま
しては討論を省略して、ただちに採決を
したいと思いますが、御異議ありま
せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○金光委員長 御異議なしと認め、討
論を省略してただちに採決することに
決しました。

これより採決いたします。本案に贊
成の諸君の御起立を願います。

〔議員起立〕

○金光委員長 起立議員、よつて本案
は原案の通り可決されました。

○金光委員長 次にポツダム宣言の受
諾に伴い発する命令に関する件に基
く警察關係命令の措置に関する法律案を
議題といたします。本案につきま
すので、これより討論採決を行いた
いと思ひます。

これより討論に入ります。河原伊三
郎君。

○河原委員 私は自由党を代表して贊
成の討論を行わんとするものでありま
す。

ただいま議題となつております法案
につきましては、先般来の当委員会に
おいて詳細なる質疑応答が盡され、そ

の応答によりまして当局が実情に沿
う適正なる運営をなす方針を明らかに
したのでありまして、私どもはこの
当局の方針を了としたし、本案に賛成
するものであります。

○金光委員長 床次徳二君。

○床次委員 私は改進黨を代表いたし
まして、本案に賛成するものでありま
す。

しかしながらただいま述べになり
ました、本案の運用に関しては慎重
なる留意を要するのであります。す
でに占領行政以後事態はまづたく一変し
ておるのであります。今日の治安の
状況から見ますと、本令のごときもの
があることは確かに必要と認められる
のであります。しかしながらその運用
の問題、特に刀剣類に關しましては、
わが国の現状から申して家庭ときわめ
て密接なる關係を持つておるのであり
ますから、この取締りに關しては当局
としても十分意を盡されんことを望む
次第であります。この点爾後の推移に
伴ひまして、すでに従来とは大分取
扱いかかわつて来ておるように見受け
られ、この点は非常にけつこうでありま
すが、今後とも特に御留意いただきま
して、しかも半面において不当に銃砲
刀劍等を所持する者ができて、このた
めに治安を乱すことがないように、こ
の点は運用の上において十分に御留意
あらんことを要望して、賛成の意見を
述べらるものであります。

○金光委員長 大矢省三君。

○大矢委員 私は社会党を代表いたし

の意見を述べらるものであります。

まして、警告付でこれに賛成の意を表したいと思つて。

一体ポツダム宣言等この種の命令によつてできた法律案というものは、日本が独立して自由の立場に立つて、初めて新しい法案を制定すべきであつて、この命令によつて発した法案をそのまま継承するというの原則に立つことは私どもとしては反対の立場をとつておられます。しかしながらこの内容から行きますと、日本の治安の上からして当然必要であります。先ほど床次氏も言われたように、この内容の運営について、相当行き過ぎの感が今日まであつたことは、これは警察当局も認めておるところであります。現に十五センチ、四寸五分以上の刀剣と書いてありますが、刀剣に等しい、あるいは類似なものについても神経過敏に取締つておるために、二万数千人の犯罪者を出したという事は、はなはだ遺憾であります。そこでこの運営にあつては特に留意されて、万全を期してもらいたいという事を強く希望いたしました。本案に賛成の意思を表明いたします。

○金光委員長 立花敏男君。
○立花委員 共産党は反対であります。

一國の政治が反動的である限り、その國の支配階級が最も恐ろしいのは、その國の國民が武器を持つことだと思つて、進駐軍をやつて参りました。まず第一に軍隊を武装解除いたしました。これはある意味でやむを得ないかと思つて、同時に進駐軍は國民の武装を解除したのであります。おそらくほんとうの意味の民主的な軍隊すなわち解放軍的な性格を持つもので

あれば、私は國民の武装は解除しなかつたであらうと思つて、遺憾ながら國民の武装も同時に解除された。その後情勢の変化がありますが、日本の國を民主化するということになつて参ります。当然政治が民主的に行われまして、國民の政府に対する信頼もあつて、また逆に政府の國民に対する信頼もあつて、國民の武装解除というふうなことは、問題にならないと思つて、遺憾ながら現在では占領下の國民の武装解除に対する政令が再び法律として存続されようと思つて、ここに大きな問題があるであらうと思つて、しかも一方におきましては進駐軍がやつて参りまして、武装解除いたしました軍隊が再び復活されまして、堂堂たる軍隊がでさう上りつあるのであります。國民に対する武装解除の方には依然として存続しようと思つて、この二つのことが本国会で並行して行われるという事に、私も是非非常に大きな意味を持たざるを得ないのであります。従つて片一方で國民を武装解除しながら、しかも武装解除されたはずの軍隊が再び復活している。従つてこの復活しつある軍隊は、決して國民のための軍隊ではなしに、國民を武装解除するための軍隊であるというところが当然言えると思つておられます。従つて日本の國民の利益に合致した國民の利益を守るための、いわゆるほんとうの意味での自衛の軍隊ではなしに、どこかの國の自衛のための軍隊であるという事は明白であると言えらると思つて、そういう意味で、私どもはこの法案を存続させることに、重大な現在の政治の反動性という意味を見出さざるを得ないので、これをさ

らに具体的に申しますと、現在國民は攻撃を受ける立場に立つておられます。日本の警察にいたしまして、あるいは最近市中に横行しておられます米兵のギャングにいたしまして、國民は非常に大きな被害の立場に立つておられます。こういう観点から、國民こそみずから守らなければならぬ立場に立ち至つておられるわけでありまして、米兵のギャングの問題にいたしまして、まだ依然としてつかまらぬ。しかも日本の警察には逮捕権がない。警視總監が出て参りまして、今、君の目の前にギャングの犯人が出て来たらつかまえるかと言いますと、つかまえられるとはつきり言つておられるわけでありまして、日本の國には十二万幾千の警官がおりますが、この警官が一人としてギャングを犯人とわかつてつかまえることができない。こういう状態では、日本の國民はみずから自分の手で守る以外に方法はないわけでありまして、しかも引続き米兵による強盗、あるいは傷害事件が続々と起つておられますし、おとといでありましたか、二十五分間に三回のピストルギャングが行われておられます。しかも日本の警官はつかまえることができない、こういうことは、どういたしまして國民は武装解除に甘んじることができないわけでありまして、さらに日本の警官にいたしまして、武器を持たない國民に對しまして非常に残虐な行為をやりまして、この間大田区では一人の人間をピストルで胸部を貫通させておられます。しかもそれをどこへ運んだか、今どうなつておるか、どこかの病院に収容してあるか、こういうことも発表しない。しかも佐藤検事総長は射殺してもよろしい、勇敢

に射殺しなさいということ、はやきり言つておられるわけでありまして、こうなつて参りますと、ほんとうに國民はみずから守らざるを得ないわけ、こういう國民の武装解除の法案には、國民はおそらく賛成しないであらうと思つて、しかもあの事件は決して偶発的に起つた問題ではなしに、いわゆる反植民地デーの人民の闘いとしてやられた民地デーの人民の闘いとしてやられた民地の当然の権利としてデモを行い、反対の運動をやつたわけ、これを共産党が背後にあるとか、あるいは國民が暴動をやつたとか申しておられますが、日本に植民地的な事実がなければ、反植民地デーの闘いが行われるはずはありません。日本の國が実際に植民地の状態に陥れられておられる。さつき言つたギャングのように、米兵がどんなことをやつても、日本の警官はつかまえることができない。日本の國民は黙つていなければならぬ。こういう状態のもとに、まったく植民地的な状態に陥れられておられる。あるいは賞金の問題にいたしまして、この間国会に人事院が出して参りました賞金は、千九百カローリで計算をいたしました。一人前の人間であれば幾つのおつてもやつて行くことができないような低カローリで、日本の官吏の賞金を計算して、それに準じて日本の全労働者、あるいは全國民の生活水準を決定しようとしておられるのですが、逆にアメリカの連中は三カローリから四カローリとつておられる。日本人だけが千九百カローリで計算し賞金をもらわなければならぬ。こういう状態のもとに、おいて、この賞金がまったく植民地的な奴隷的な、餓死的な賞金である。こうい

うことは明白な事です。そういうふうな形がいろいろなところに現われて参りまして、現在の日本の状態が植民地的な状態になつておられる。だからこそ世界的な反植民地デーの日に、國民が自國の國民に加えられる植民地的な圧迫に對して、立ち上るのは当然であると思つて、それをやれ共産党のせいだとか、思想的な背景があると申しまして、これに警官が発砲いたしました。しかもこれを勇敢に射殺してもよろしいというふうな検事総長の言がなされておられるわけでありまして、こういうことに對しましては、國民は憤激せざるを得ませんし、またこういう状態のもとにおいては、おそらく國民は自分の武装を解除することをがえんじないと思つて、あるいはまた最近起つておられます学生と警官との衝突、この問題なども非常に明白でございまして一方の押しつけによりまして日本の再軍備を強行し、そのために青年を再び徴兵しようとしておられるのであります。このことは東大あるいは各公立大学等には、すでに学生一人々々に予備隊の志願書が配られておられます。あるいは東大の構内に参りますと、掲示板に予備隊の幹部候補生の募集がやはりはつきりと出ておられるわけでありまして、こういう形で日本のすべての若い学生が憲法に従ひまして、われわれは再び兵隊にならぬのだ、戦争はやらないのだという決意を固めておられる。目の前でこういう形で政府みずからが予備隊にひつぱり込まれようとしておられる。しかもひつぱり込まれまます予備隊は、この間増原長官が言明されましたように、これば一旦入ればやめることはできないのだ。自由退職を認めないのだというよ

るな、まづたく強制的な明らかにかつての東條時代の軍隊の強制的な徴兵と同じ形なんです。こういふものに対しては、やはり労働者、学生が立ち上つて反対するのは当然だと思ふのです。これに對しては避谷の場合のように、あるいは東大の学生の集會に、警官がスパイとして潜入しておつたといふような事實のように、まづたくめちやくちやな彈圧をやつておると思ふ。これに對してはやはり学生は自分たちの当然の要求を貫徹するため、甘んじてこういふような武装解除を受ける意思のないことは明白だと思ひます。しかもわれ／＼聞くところによりますと、日本の予備隊が持つておりますバズーカ砲は、決して戦車に對して發砲されるバズーカ砲でなしに、群衆に對して發砲される、對群衆用のバズーカ砲であるといふことを聞いております。最近關係方面が日本の工場に發注したと伝えられます。追撃砲も、決してこれはほかの國に持つて行つて使うのではないに、日本内地において、日本の群衆に對して用いられようとする追撃砲であるといふ情報も伝わつておりました。人民を彈圧する、國民を彈圧するところの警察、あるいは警察予備隊がピストルを持ち、機關銃を持ち、あるいは對群衆用のバズーカ砲を持ち、追撃砲を用意しつゝある。こういふ状態のもとにおいて、國民のみに対しましては四寸五分のナイフを持つてもこれは取締るのだといふことは、いかに現在の日本に行われておりますところの國民彈圧の形が、まづたく残忍なものであるかといふことがわかると思ふ。國民には四寸五分のナイフを持たせない。しかし自分たちはま

さかのときに國民一挙に數百人を葬るところのバズーカ砲を持ち、追撃砲を持つておる。こういふことでは國民がおそらく納得しないと思ひます。こういふ形が日本に出て参りますもの、これはまづたく世界的に見まして當然のことじやないかと実は思ふのです。イランにおきましてもエジプトにおきましても、外國の軍隊は優秀な武器を持つて、武器を持たないその植民地の人々に對して、大きな彈圧を加えておりますが、これは世界的な形でありまして、日本にもこの形がはつきり現われて来ておると思ひます。しかし私どもは、おそろしくこういふふうな彈圧をいくら加えられましても、日本人が生きようとする限りは、日本人が日本の國を外國の植民地にしないといふ氣持をなくさない限りは、いかに武器が貧弱であつても、いかに敵が機關銃を持ち、追撃砲を持ち、バズーカ砲を持つておりましたも、どうしても人民の立ち上るときがあるだろうと思ひます。たとえば琉球において、琉球の人民があらゆる武器を奪われまされた場合にも、徒手空拳で、いわゆる唐手という方法で、自分の國を奪おうとする者に對して立ち上つておりますが、おそろしく日本の國民もいかにこういふ形で支配階級が彈圧を加えようとも、おそろしく最後にはこういふ法案を出しました政府あるいはそれを利用してする勢力に對して立ち上ることを、私どもは明らかに断言することができると思ふのです。そつういふ意味におきまして、共產黨といひましては、この人民武装の解除のポツダム政令を今後獨立後においても存続せよといふことには、重大な反對の意思表示をしなけ

ればならないことを言明しておきます。 ○金光委員長 ほか討論の通告がありませんので、これにて討論は終局いたしました。 これより採決いたします。本案に賛成の諸君の御起立を願ひます。 【賛成者起立】 ○金光委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決されました。 この際お諮りいたしますが、ただいま可決されました両法案に對する衆議院規則第八十六条による報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひまして御異議ありませんか。 【異議なしと呼ぶ者あり】 ○金光委員長 御異議なしと認め、さよう決します。

○金光委員長 次に警察に關する件について調査を進めることといたします。質疑があれば、これを許します。 ○床次委員長 この機会に國警長官にお伺ひしたいと思ひます。先任ど他の委員からの御発言にもございましたが、近時外人による犯罪が非常にふえて參つておりますが、これに對して國警長官の御所見を承りたいと思ふのであります。 なおこの問題に關連して、われ／＼が考えなければならぬことは、本日の新聞紙上にも發表されておりますところの日米行政協定によるところの裁判権の問題であります。裁判につきましても今日いふゆる個人主義として發表されておりますが、伝えられるところによりますと、米國の軍人、軍醫及びその家族が日本国内で犯したすべての犯罪は、原則として米國がこれを裁判

するといふ建前になつておるのであります。なおこの原則は將來において、日本は北大西洋條約行政協定の発効するとき、または日米行政協定の発効後一年間を経過したときに云々といふ形によりまして変更せられることになつておると思ひますが、それまでは原則として個人主義によつて行われることになつておるのであります。この点は現在の治安の状況にかんがみて、私は非常に大きな問題だらうと思ふ。現在國警長官におかれて、はたしてこの新しい規定によるところの行政協定のものにおいて、治安に關するところの責任を確保し得るかどうかといふことについて、私どもは非常に懸念いたすのであります。現在においてもいろいろの問題が増加せんとするやさきにおきまして、かかる行政協定が結ばれた。しかしこれに對していかような対策を政府は持つておられるかといふことと對しましては、國民はひとしく心配いたしておる。國警長官としてこの問題に對して、いかような處置を講じて善処せられんとするか。過去において起りましたところの事件に對する處置並びに今後行政協定成立以後におけるところの國警としてのいろいろの処置についてお考えがあることと思ひますが、そつういふ点について御所見を承りたいと思ひます。予算その他におきましても、今日特別なことがこれに對して考慮せられていかどうか承りたいと思ひます。 ○齋藤(男)政府委員 日本にいる外人の犯罪に關連して、新聞に報せられております行政協定の内容について、なおもし新聞通りのことであるならば、治安の維持上どういふ考えを持つてい

るかといふお尋ねであつたかと思ひますが、行政協定の問題は、ただいま最終の段階にはないと考えておりますし、またこれを元にしたしまして、私が所見を申し述べた段階ではないと考へますので、その機會の来るまで御容赦を願ひます。 ○床次委員長 國警長官としてはまだ正式に意見を言われる段階にない、一応形式的にはごもつともだと思ひますが、私どもは、しかしながら今日すでに新聞紙上にこれが伝えられておりました、國民といたしましては非常な不安を感じておるのであります。むしろ行政協定の内容の修正をも要望しなければならぬときがあると、私ども考へておるのであります。これに對しては治安に當られる國警當局が、ある程度までの御意見をお持ちになつて、その意見のもとにおいてひとつ修正なり何なりを、それ／＼の關係者に申し込まれることが、私はきわめて必要なことじやないかと思ひます。なおかかる行政協定が成立した場合にはおきましては、ただでさえ今日乱れがちな治安に對しまして、一層拍車をかけるおそれがあることを、私ども懸念するのであります。この点に關しまして長官はどういふふうにお考えになつておられますか、承りたいと思ひます。 ○齋藤(男)政府委員 御意見の点はまことにごもつとも存じますけれども、先任ども申しますように、行政協定に關しましては行政協定の責任大臣から公式に御説明があつた後に、また必要があるならば、私から意見を申し述べざるが順序であると思ひます。どうぞその点御了承いただきたいと思ひ

ます。

○立花委員 齋藤さんは床次委員の質問に對しまして、行政協定がまだはつきりしないから答弁できない、これはある意味でもつともだと思つて思ふが、私は現実の問題をお聞きしたいと思ふ。米人のギヤング問題に對しまして、あるいはその他最近頻発してあります米人の犯罪に對しまして、國警といたしましてどういふ捜査方針をおとりになつておられ、どういふ権限でその犯罪の捜査に當つておられるかお聞かせ願ひたい。

〔委員長退席、野村委員長代理着席〕

○齋藤(昇)政府委員 米國の軍人が犯罪を犯したと申しましたが、犯罪は検査の段階まで来ませんと、これがはつきりいたさないであります。米人がやつたらしい犯罪ということでありまして、さよふな意味からいたしまして、日本の警察の責任において捜査をいたすわけでありまして、しかしながらその捜査の段階におきまして、容疑者として米國の軍人が浮び上つて来たという場合には、その容疑者の取調べ追究は、アメリカの軍の方でやられる。さうでない部分については日本側においてやる。従つて米軍と日本警察と協力をして捜査に當る、こういうことになつてやっております。現実にはさうしてお持ちでございますか。

○齋藤(昇)政府委員 事実上の協力でありまして、互いに捜査の内容を話し合ふ、打合せをいたし、日本側として捜査すべき点を捜査をして行く、日本側で捜査のできないところがあるなら

ば、米軍の方で捜査してもらひ、その結果を持ち寄つて話し合ふということになります。

○立花委員 聞くところによりますと、銀行ギヤング事件では、合同捜査本部を持つておられることを漏れ承つておるわけですが、それには國警としては参加されていないのであります。また特に國警としては全国的にモニタージュウ真というふうなもので配付されて、全国的な捜査を展開されておると聞いておるのですが、これはまつたく独自の立場からおやりになつておられるのか、あるいはCIDとの間に、いかなる連絡了解のもとにやつておられるか、これも一つ承りたいと思ふのであります。それで米人がやつたらしいということ、さういふ漠然たる單なる見通しで今やつておられるのか、單に米人がやつたらしいということであれば、私は犯人は日本の警察でも逮捕できるのではないかと思ふのであります。米軍がやつた、あるいは軍属がやつた、あるいはまた向うの家族がやつたというのではなしに、單に米人がやつたという場合の犯罪でも、日本の警官はつかまえられるのかどうか、しかも單に米人がやつた、軍人でもない、軍属でもない、あるいはさういふことがわからないというふうな場合に、日本の警官は、検事局へは通報しない、CIDにだけ通報するのはいかなる理由に基くものであるか、明らかにこれは米人がやつたという想定のもとに、日本の警察が動いておると見られてもやむを得ないような動き方しかやつておられないわけですが、その場合でも、米兵がやつたということが確定的ではないので、一般の米人らしい

者がやつたということ動いておられるのかどうか、これをひとつ伺ひたいと思ひます。

○齋藤(昇)政府委員 國警は、あの事件は警視庁の管内で発生した事件でありますから、日本側といたしましては警視庁が主になつてやつておるわけでありまして、しかしながら逃走その他關係から、地域は全国的に考えなければなりません。さよふな意味からいまして、國警もいろいろな手配その他において協力をいたしておるわけでありまして、検察庁になぜ通知しないかというお話でありまして、おそらく検察庁にも報告をいたしておるはずだと思つておられます。犯罪が起りました場合に必ず検察庁に報告をしなければならぬというわけはありませんが、事後の公訴の維持の關係上報告するのを通例といたしておられます。あの事件も報告をいたしておるものと私は考えておるのであります。米人らしいと申しますことは、二名は米人らしい、一名は日本人だ、あるいは二世かわからぬといふような、当時目撃した者の証言によつて、さよふに考へておるのであります。これがはたして軍人であるかどうかという点は、もつと捜査が進まなければ断言はできないのであります。さよふな意味から、らしいと申し上げたのであります。

○立花委員 これは千住の銀行ギヤングのあつたときにも、相当人心が動揺いたしました、大きな不安を感じたのですが、その後引続き事件が起つたわけですが、あれから一日ばかりたちましたときに、十九になる娘さんが進駐軍のためにからすと間違えられてピストルで射られた。こういうことがはつきり朝日新聞に載つておりますし、しかもそれが基地の病院の中に連れ込まれて、その後どうなつたか、どうも命はとりとめるらしいといふことだけを新聞に発表しております。詳細はわからないのですが、十九になる娘さんがからすと間違えられてピストルで射たれる、散歩の途中で射つたといふことでもありますが、さういふことは考えられないわけでありまして、いかに外国人といへども、十九の娘さんからすと間違えることはおそくありませぬので、この背後には重大な問題があるのではないかと。しかしこれを日本の官憲が何ら処理されていないようなのであります。ところが最近神田では二十五分間に三軒の米兵のピストル強盗が起つておる。またその間には三人組の米兵の自動車強盗が起つておる。さういふふうにあの千住の銀行ギヤングから、きびすを接して米兵の強盗、あるいは傷害が統々と起つておる。さういふことが何ら國民に納得の行くような解決がとられていないわけなんです。しかも齋藤さんは犯罪が起つても一々検察庁へ届けるとは限らないといふことを言つておられます。この端をなしました千住の銀行ギヤング事件は、まことに重大な犯罪なのでございまして、正規軍の服装をした者がジープを乗りつけて、しかもピストルを突きつけて数百万円の金を奪つておる。しかも逃げる際には市民に発砲しながら逃げておる。さういふことを検察庁に連絡せず、CIDだけに連絡して、はたして解決できるかどうか。日本の警官はこれに對して何らの措置を講じなくてもいいものであるかどうか、事

り朝日新聞に載つておりますし、しかもそれが基地の病院の中に連れ込まれて、その後どうなつたか、どうも命はとりとめるらしいといふことだけを新聞に発表しております。詳細はわからないのですが、十九になる娘さんがからすと間違えられてピストルで射たれる、散歩の途中で射つたといふことでもありますが、さういふことは考えられないわけでありまして、いかに外国人といへども、十九の娘さんからすと間違えることはおそくありませぬので、この背後には重大な問題があるのではないかと。しかしこれを日本の官憲が何ら処理されていないようなのであります。ところが最近神田では二十五分間に三軒の米兵のピストル強盗が起つておる。またその間には三人組の米兵の自動車強盗が起つておる。さういふふうにあの千住の銀行ギヤングから、きびすを接して米兵の強盗、あるいは傷害が統々と起つておる。さういふことが何ら國民に納得の行くような解決がとられていないわけなんです。しかも齋藤さんは犯罪が起つても一々検察庁へ届けるとは限らないといふことを言つておられます。この端をなしました千住の銀行ギヤング事件は、まことに重大な犯罪なのでございまして、正規軍の服装をした者がジープを乗りつけて、しかもピストルを突きつけて数百万円の金を奪つておる。しかも逃げる際には市民に発砲しながら逃げておる。さういふことを検察庁に連絡せず、CIDだけに連絡して、はたして解決できるかどうか。日本の警官はこれに對して何らの措置を講じなくてもいいものであるかどうか、事

実警視總監は逮捕ができないと言つておるのですか、それでは國警長官としての齋藤さんは、今あなたの前にその犯人が現れましたときに、捜査が進んでそれが米軍人であるかどうか、その所屬、氏名、位階、勲等ははつきりするまでは、あなたは逮捕しないのかどうか、逮捕できるのかどうか、あなたの今眼の前に犯人が現れたときにできないのかどうか、できないとすれば何を根拠にしてできないのか、しかもできないとすれば、その根拠を突き破る方法はないのかといふことを明白にしたいのであります。

○齋藤(昇)政府委員 犯人が眼の前に現れましたら、逮捕いたします。

○立花委員 どういふ根拠で逮捕できるのですか。

○齋藤(昇)政府委員 警察の責任であります。

○立花委員 警視總監の言葉と食い違ふのですが、あなたの先ほどの言葉とも食い違ふと思つておる。さういふことがはつきりするまでは逮捕できないと言つておられたのが、千住のギヤング犯人がそこに出て来れば今すぐ逮捕できるとおつしやつて、非常に心強く感ずるのですが、全国の國警のあなたの下僚に對しまして犯人が現れたならばすぐ逮捕しろという指示を出しなつておられるかどうか。あるいは全国の自治警といたしまして、いかなる刃部の町村の駐在所の巡査といへども犯人がそこに現れましたときには、すぐ逮捕できる処置がとれたかどうか、非常に大きく警視總監の言明と食い違ふので、この点を明白にしておいていただきたい。しかもその逮捕権は日本の警察にあると断定されましたのは、

警視總監の言明されたあと、どうい
手続をとり、どうい措置をとつて日
本の警察に逮捕権が与えられたのか、
それを明らかにしていただきたい。

○齋藤(昇)政府委員 御質問は現に犯
人が現われたという話でありましたか
ら、私は逮捕すると申し上げたので
す。またそのことは警察には徹底した
しておるはずであります。しかし実際
問題といたしまして、現に犯人である
かどうか疑わしい間は、まだ容疑者で
あります。取調べなければ犯人である
かどうかはわかりません。さような場
合に、軍人であるということがはつき
りいたしておりませんならば、容疑者の
ゆえをもつては逮捕できません。

○立花委員 犯人であるかどうか疑わ
しいのを捕えられないのはあたりまえ
だ。しかも犯人は日本の警官が目撃し
ておるのです。あなたの方ではモンタ
ージニ写真まで出しておる。だから今
目の前に現われたのはそれに間違いな
いということがわかれば、逮捕なさる
のかどうか。警視總監はその場合にも
逮捕できないと言われたので、非常に
疑問を持たれたわけだ。あなたは犯人
であれば逮捕するということを言われ
る。逮捕するとすれば、警視總監が逮
捕権がない、逮捕権を請求するつもり
であると言われたのとどう関連がある
か、これを承りたい。

○齋藤(昇)政府委員 明瞭に犯人であ
ることがわかりますならば、これは逮
捕をして進駐軍に引渡すというのが、
私は当然の処置だと考えております。
總監が言われたのは、おそらくそうい
う明確な場合は少ないので、それらしい
というこでは逮捕できないという意
味の言葉であると私は考えておりま

す。

○立花委員 總監が言われたのはそう
ではないわけなんで、現在犯人は逃亡
中なので、現行犯ではない。だから犯
人であつても逮捕できないのだ、こう
いうことを言つておられたわけだ。
しかしCIDあるいはMPからの依頼
があり、委嘱があれば、日本の官憲は
逮捕できる、こういうことを言つてお
られた。そうして警視庁の事務当局の
談としても、目撃者佐々木部長だけは
現在でも逮捕できるが、その他の者は
逮捕できないというのを新聞に発表
されたわけなんです。齋藤さんの言わ
れる逮捕できるというのは、犯人であ
るとわかれば、MPあるいはCIDの
委嘱がなくても、日本の官憲で独自に
逮捕できるというのでありますから、
大分警視總監と違ふのですが、そうい
う意味で言われたのかどうか、もう一
度お聞きしたい。

○齋藤(昇)委員 だいたい目撃者は逮
捕できる、こう警視庁は言つておる
とおつしやいましたが、目撃者は最も
確実な犯人であるというのを断定で
きるからであるわけでありす。確実
に犯人と断定できれば逮捕できるとい
うことを警視庁の事務当局も言つてお
るということならば、私の所見と一致
しておるわけでありす。

○大矢委員 ちようど岡野國務大臣と
齋藤國警長官が見えておりますから、
この機会にお聞きしたいと思いま
すが、最近新聞の報ずるところによ
り、治安省を設けるか、あるいは
は各事件の頻発に対して、警察のあり
方というものに対して討議されてお
る。そこで東京都のごときも國警に統
一すべきだ、特に大都市——大阪のご

ときも、自治体警察を廢して國家警察
にする、こういう意見もあるし、こと
に總理から発言があつて、治安に対す
るいろ／＼な御意見があつたようです
が、せんだつてからの地方の財政の関
係から行きまして、約八割という自治
体警察が廢止になつた。これは事実上
存続させたいのでありますけれども、
財政上許さないからやむを得ずこれを
廢止するといふような地方団体がしば
しばあるのであります。これに対して
日本政府特に自治体に関係のある岡野
國務大臣は、日本の民主化のあり方は
いろ／＼あつて、まず地方自治体が
みずからの力によつて、治安その他財
政上まかなうといふ建前に立つて、日
本民主化のためのあらゆる法律が改正
されたことは御存じの通りでありま
す。そこで自治体警察のごときは存続
すべきが日本の民主化のために必要だ
とするならば、財政上の問題について
むしろそれを育成し、助成し、これを
存続することに努力すべきでありす
が、最近の政府のやり方、考え方とい
うものはことごとく、いわゆる中央集
権と申しますか、地方自治体を弱体化
する、さらにまた警察のごときも一本
化して、前の警察國家と申しますか、
いわゆる内務省の復活をねらつてい
るような感じを國民また私も強く受
けるのであります。一体政府として、
また所管大臣として、地方自治体の
あり方について、特に警察関係の自治
警察を廢そうとするのか、廢止しよう
とするのか。あるいは新聞に出てお
りますように、最近の事件にかんがみ
て、都市のごときは、一本立ちで國警
一本にこれをなそうとするのか。その
方針をこの機会に両氏からお聞かせ願

つたらけつこうだと思ひます。なお先
ほど申しましたように、閣議で発言が
あつたということでありすが、その
点を、もしさしつかえなかつたらば、
この機会にお聞かせ願ひたいと思ひま
す。

○岡野國務大臣 大矢さんの御質問に
お答え申し上げますが、閣議の内容は
発表をしよういたしません。自治体警察
が存続してしかるべきではないかとい
うことは、自治確立の意味から御説ご
もつとも、その通りでございます。た
だ先般警察法を改正いたしました。自
治体が警察を維持する意思がない、住
民投票によつてその住民がこれを國警
に移してもらいたい、こういう意思が
あれば國警の方へまわすといふような
法律の改正があつたのであります。し
かし私個人といたしまして考えますこ
とは、自治体は戦後でございましたと
この新制度でございますから、維持して
行くのがほんとうだと思ひます。
ただ問題は、ただいまもいろ／＼論議
になりましたように、国内の治安関係
が相当不安定になつてゐるのではない
かといふ情勢が出て来ております。そ
の意味におきまして今後の治安維持に
対して、すなわち進駐軍は大きな問題
にしか触れないで、今までのように進
駐軍の力によつて治安が維持されてお
るといふような情勢は獨立後なくなり
まして、われ／＼日本國民が治安の維
持の責任に當らなければならぬとい
うことになつてゐます。そうすれば、こ
の混乱した情勢にいかに対処して行くか
といふことについては、相当われ／＼
も考えなければなりません。目下機構
の点あるいはいかにすべきかといふこ
とについては、政府として十分研究中

でございますが、ただいまどういふ方
針で進んで行くかといふことについて
は、まだ具体案も成案も得ておりませ
んから、言明申し上げる段階にござい
ません。

○齋藤(昇)政府委員 だいたい岡野國
務大臣からお話になりました通りであ
ります。私はこれにつけ加える何もの
もありません。それで十分だと思ひま
す。

○大矢委員 最近治安に対して憂慮さ
れて、そういう問題の起きていること
は私も承知しておりますが、一体治安
の乱れるという原因が——單に警察を
統一してそれを取締つたらいいとい
うのではなしに、もつと一歩進んで、ど
うしてこういうように治安が乱れる
か、このことについて、いろ／＼観
点がありましようが、大臣として一体ど
う考えておられるか。私は自治体が完
全になり、そういう精神が徹底し、ま
たこれは單なる取締りその他の方面で
なくして、財政上その他國民生活の上
に、そういうゆとりができれば犯罪は
なくなると思ひます。ただ警察だけを統
一して、取締りの対象ばかりを研究され
ないで、一体何がゆえにこういう問題
がひんびんと起きるかといふことにつ
いて、もつと対策があるべきだ。その
原因はどこから何が持つて来るかとい
うことは、これはその人によつて見方
が違ひましようけれども、今政府なり
その他關係されている人たちが、ただ
取締りだけを自分の責任とせず、そ
のよつてもつて来る原因をもつと糾明
し、それを除去することをしなれば
ならぬと私は思ひますが、一体何のた
めにこういう治安が乱れるか、原因が
なへんにあるかといふことについてど

でございすが、ただいまどういふ方
針で進んで行くかといふことについて
は、まだ具体案も成案も得ておりませ
んから、言明申し上げる段階にござい
ません。

ういふふうな考へか、その点をお尋ねいたしたいと思ひます。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。概括的に国務大臣としてお答え申し上げます。概して日本が戦後非常に窮乏してゐる、個人の財政といわず、会社の財政といわず、国家の財政といわず、地方団体の財政といわず、すべて財政が非常に窮乏してゐるというところが、国民不安の原因になつておると思ひます。しかし今日どういふよ

○立花委員 岡野さんは、やはり国家の財政的な窮乏あるいは日本全体の経済的な窮乏が治安の乱れるもとである、非常に良心的な答弁をなさつたのですが、具体的に自治体の問題として今年度の予算を見ても、いろいろ地方の治安が乱れるような形が、やはり国家予算を通じて、地方の予算に影響してゐるという点をおつかみになつてゐるかどうか。たとえど失業対策費などの対象といたします失業者の人員数が、去年より減つてゐるわけですか。こうなりますと、今までも地方で職業安定所などに、失業者が相当賃金を上げてくれ、あるいはあふれをなくしてくれという形で運動いたしてお

いふものも、対象人員が減少しておる、これも重大な治安の乱れになるだろうと思ふのです。食うために生きるためにいろいろ犯罪も出て来るでしようし、国家から出ておりましたものが減らされるのですから、これに對しては何らかの方法で補給しなければならぬという問題が起つて参りました。治安の乱れるのは当然だと思ふ。たとえはこゝろはつきりした形でもなくとも、先般の国会の厚生委員会でも各党一致で決議しようといふことを私聞きましたが、国家から平衡交付金の中に含まれて出しております児童福祉関係の金、こゝろが地方ではほかの事業に使われまして、ちつとも児童福祉の金にまわらない。従つて青年の完全な教育と申しますか、社会的な何ができな、こゝろなつて参りました。そこからやはり青少年の犯罪が増加して来る。こゝろ直接の形が、つと国家予算を通じて地方予算に現れてゐるのですが、こゝろ問題

は十分検討なさつておられるかどうか。こゝろ問題こそ、私はただいま言われました国務大臣の良心的な御答弁の具体化として、ぜひひとつ検討していただきたいと思ふのです。もちろん私が申し上げるまでもなく検討していただいておりますが、こゝろいふ問題をどういふふうにお考えになつておるか、この際意見を承らしていただきたいと思ひます。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。一言にして申し上げますれば、先ほど申し上げましたように、国家財政並びに地方財政が窮乏してゐるという点で、こゝろ費用が出ないという点でございませぬ。今児童福祉の問題と

か、失業対策にお触れになりました。これは児童福祉また失業対策を所管しておる厚生大臣あたりの意見もいろいろありましようが、これもやはりたゞいま私が申し上げました国家財政と地方財政というものを勘案して、国のこの財政状態ではこれ以上のことではできないのだという大局の見地から見まして、皆様方の御希望に沿うような十分な予算が組めないでございませぬ。

○立花委員 こゝろ問題、岡野さんは非常に話がわかつていただけなので、けつこつなのですが、治安大臣の方には、これは共産党の煽動が共産党の暴動の準備だといふようなことを言つておるのです。岡野さんとまつたく違つた意見で、治安の乱れる原因を研究し、またその対策を立てようと思つておるのですが、こゝろ問題について岡野さんの明確な御見解を承つておきたいと思ひます。

○岡野国務大臣 私は不幸にして治安大臣の職責を帯びておりませぬから、治安の維持に対しては治安大臣の御所見を承つていただきたい。

○野村委員 長代理 藤田義光君。藤田委員 齋藤長官にお尋ねいたします。まず第一点は行政協定はいつごろから効力を発生すると想像されておりますか。

○齋藤長官 政府委員 先ほど床次委員にお答えいたしましたように、行政協定の問題は協定の責任担当大臣から聞いていただき、私からは申し上げる立場ではございませぬので、御了承を願ひます。

○藤田委員 意外な御答弁でございませぬ。これは全国民が非常な関心を持つ

ておる重大問題です。しかも予算委員会等におきましては、行政協定に關係ない關係が真剣な答弁をされておる。予算分科会におきましても、たとえは増原予備隊長官は非常に懇切丁寧な答弁をいたしておられます。国家警察の長官が全然關係ないから答弁できないといふことは何か誤解じやないかと思ひます。行政協定の中には、警察に關連する重大事項があります。協定に關連する警察の重大事項に對しては、まだ何ら研究されておられませんかどうか、この際お伺ひしておきます。

○齋藤長官 政府委員 研究はいたしておきます。しかしいつごろから効力を発生するかといふようなことは、私が臆測をしたりしてお答えをする問題ではないと思ひます。

○藤田委員 研究されておる内容を發表願ひたい。

○齋藤長官 政府委員 これはまだ私として公に申し述べる段階にない、先ほど床次委員に對する答弁と同じであります。

○藤田委員 研究されておる内容も具體的でないといふことになりませぬ、結局研究されていぬといふことになつておる。国内の治安の任を背負う国家警察の事務の最高責任者が、こゝろいふ答弁をされたといふことを速記録に残すことは、非常に残念であります。私は長年の警察のエキスパートである長官なるがゆゑに、相当思い切つた發言をこの際お願いしようと思つて、御質問しておるわけでございます。たとえは国際法上前例のないような行政協定によりまして、進駐軍の軍人はもとより軍艦及び家族までその施設内におきましては、われわれは裁判権を失わ

つておる重大問題です。しかも予算委員会等におきましては、行政協定に關係ない關係が真剣な答弁をされておる。予算分科会におきましても、たとえは増原予備隊長官は非常に懇切丁寧な答弁をいたしておられます。国家警察の長官が全然關係ないから答弁できないといふことは何か誤解じやないかと思ひます。行政協定の中には、警察に關連する重大事項があります。協定に關連する警察の重大事項に對しては、まだ何ら研究されておられませんかどうか、この際お伺ひしておきます。

つておる重大問題です。しかも予算委員会等におきましては、行政協定に關係ない關係が真剣な答弁をされておる。予算分科会におきましても、たとえは増原予備隊長官は非常に懇切丁寧な答弁をいたしておられます。国家警察の長官が全然關係ないから答弁できないといふことは何か誤解じやないかと思ひます。行政協定の中には、警察に關連する重大事項があります。協定に關連する警察の重大事項に對しては、まだ何ら研究されておられませんかどうか、この際お伺ひしておきます。

○齋藤長官 政府委員 研究はいたしておきます。しかしいつごろから効力を発生するかといふようなことは、私が臆測をしたりしてお答えをする問題ではないと思ひます。

○藤田委員 研究されておる内容を發表願ひたい。

○齋藤長官 政府委員 これはまだ私として公に申し述べる段階にない、先ほど床次委員に對する答弁と同じであります。

○藤田委員 研究されておる内容も具體的でないといふことになりませぬ、結局研究されていぬといふことになつておる。国内の治安の任を背負う国家警察の事務の最高責任者が、こゝろいふ答弁をされたといふことを速記録に残すことは、非常に残念であります。私は長年の警察のエキスパートである長官なるがゆゑに、相当思い切つた發言をこの際お願いしようと思つて、御質問しておるわけでございます。たとえは国際法上前例のないような行政協定によりまして、進駐軍の軍人はもとより軍艦及び家族までその施設内におきましては、われわれは裁判権を失わ

つておる重大問題です。しかも予算委員会等におきましては、行政協定に關係ない關係が真剣な答弁をされておる。予算分科会におきましても、たとえは増原予備隊長官は非常に懇切丁寧な答弁をいたしておられます。国家警察の長官が全然關係ないから答弁できないといふことは何か誤解じやないかと思ひます。行政協定の中には、警察に關連する重大事項があります。協定に關連する警察の重大事項に對しては、まだ何ら研究されておられませんかどうか、この際お伺ひしておきます。

○齋藤(男)政府委員 それは自治警の廃止の分であり、講和条約発生後の分を含みまして、昨年の臨時国会で五千名以内の増員を認められたわけでありまして、予算といたしましては二千六百名の増員を見たわけでありまして、これは今後の治安情勢、日本が自主独立した後の関係をも勘案いたして、その通りになつたわけでありまして。

○藤田委員 先ほど来立花委員の質問もありましたが、昨今重大な治安問題が起きておりますが、日本の治安問題の大半を解決する警視庁の機構問題に關しまして、国家警察当局で何か研究されておられますかとお伺いいたします。

○齋藤(男)政府委員 私の方ではかねてからいろいろ研究をいたしておられます。

○藤田委員 警視庁の警察を首都警察にいたしまして、現在の国家警察とは別個の国家警察にしようという案と、現在の国家警察に編入しようとする案が、異次新聞に報道されております。これは仮定の問題でありますか、もし二つの案がある場合に、長官個人の御意見として、この際どちらを採用したいとお考えであるかお伺いいたしておきたいと思ひます。

○齋藤(男)政府委員 且体的な警視庁の機構問題ということになりますと、影響が非常に微妙であります。何らかの結論を得てこれで行くという政府の決定がなされますまでは、これがよいあれがよいということはこの際申し上げない方が、私は治安確保の点からよいと思ひます。

○藤田委員 非常に答弁が慎重でございます。

いまして、質問をしてもむだと思ひますから割愛いたしますが、現在長官の耳に入つております行政協定の報道が事実とすれば、それに伴ひまして国家警察として何か法律案あるいは予算案と早急に考える必要があるかとどうか、その点をお伺いいたします。

○齋藤(男)政府委員 予算等早急に要するものは、私はないと思ひます。

○藤田委員 実は齋藤国務大臣のスマツフの中にはいろいろ優秀な人がおられます。たとへば総務部等においては行政協定実施に伴ひいろいろ問題、あるいは首都警察の問題も研究されておられるところではないかというのが常識でございます。この点に關しまして影響するところは微妙であります。その機構改革に伴ひいろいろ方針を發表することによる影響よりも、差違つた治安の問題は重大でありますから、この重大なる治安問題のために、機構の発表を遅らせるということもどうかと思ひます。先ほどこちらの委員から質問がありましたように、自治警察のイデオロギーとかその他の問題もありませんか、なるほど微妙な問題であります。しかしこの問題をつきりさせない限りは、日本の治安問題は解決しないというところはもう常識でございます。この点に關しまして一度お伺いいたしておきますが、これは新聞の報道であります。公安委員制度に對して、その中の一名を国務大臣にするというようなことが言われておられますが、その点に關して長官に何か御連絡がありましたかどうかをお伺いいたします。

○齋藤(男)政府委員 そういふ案も考

えられると思ひますけれども、ただいま政府におきましても、そういう案でやろうという方針は何らきまつておりません。むしろ現状で最も有効に活用するように行きたいということ、担当の法務総裁もあらゆる機会に述べておられるのであります。

○藤田委員 公安委員制度というものは、民主警察の最後の一線だろうと思ひます。この制度を廃止してしまえば、終戦後大混乱した警察制度の改正を、何のためにやつたかわからないことになると思ひます。この民主警察の最後の一線である公安委員制度のとりにこもられまして、身をもつて民主警察の責を示された齋藤長官であります。つまり政府の退職要求を毅然として新しい制度のもとに拒否した民主警察の具現者である齋藤さんであり、それから、私は公安委員制度に對して、あくまで存続の毅然たる態度で臨んでほしいと思ひます。首都警察の問題も、公安委員制度の問題も、具体的な質問になりますと御答弁がなしたいと思いますので、本日は遠慮したいと思ひます。首都警察、国家警察といふ現在の区別を撤去いたしましたという、民主警察という建前からつきりした案にする必要があるということをお望する向きも非常に強くなつております。つまり名前の問題でなくて、本質的に民主警察であれば、現在の最大の欠陥である自治警と国警の連絡調整を強化するために、これを一本にしようという声が大分出ておられます。先ほど社会党の大矢委員からは、内務省の復活その他ということで、この点に關してはやや反対的な意見がございましたが、私は擾亂事件等に對して、治安

の衝に當る警察も統一せる態勢で、しかも民主警察の真面目をそこなわれないような態勢のものが必要ではないかと、私自身も考へております。国警と自治警というセクショナリズムの問題でなくて、真に治安を強化するためには、何とかはつきりしたものが必要であることは、おそらく関係者はおもひます。この点に關しまして忌憚ない御意見を伺つておきます。

○齋藤(男)政府委員 まことにこりつぱな御見識で、拜聴いたしておきます。ただいま岡野国務大臣からもお答えになりました通り、今日の警察の犬綱を動かさないで、現在はその責をあげるようになつておられるかと考へておられます。

○床次委員 先ほど来委員諸君から、行政協定に關して国務長官の立場について伺つたのであります。具体的な御答弁がなされてはなはだ残念に思ひます。しかしながらこれはきわめて重大な問題でありまして、私どもの意見から申しますならば、いわゆる個人主義的な行政協定が結ばれることは、わが國の警察の現状にかんがみまして、まことに適當でない。なお今後の独立日本としてのあり方から申しますと、これは障害になると思ひます。この点に關しましては、長官自身十分御研究になつておられるのでありますから、さうな結論を持つておられるものと思ひます。この際われわれの意見を十分御了解いただきまして、警察当局の治安維持の責任者という立場においで、今日行政協定を折衝しておられる担当者に對して、十分ひとつはつきりとその意見を述べられまして、治安の

万全に遺憾なきことを期していただきたいと思ふ。これは国民として切実な問題でありまして、直接治安の關係を考へるばかりに、行政協定に對しても懸念を持つており、その他の問題につきましても問題は多いのであります。日常生活においてわれわれは、この点に懸念を持つておるのでありますから、国民のかかる杞憂と申しまして、心配いたしましたこと、長官は特別なる措置をやつていただきたいと思います。

○野村委員 代理 齋藤に。
○床次委員 当委員会にいたしまして、多数の委員は必ずやそういう意見だと思つたので、この点ひとつ十二分の御努力を要望しておきます。

○齋藤(男)政府委員 十分御趣意に沿うよう努力をいたします。

○立花委員 關連して、齋藤さんのさげんのお話では、犯人とわかれば逮捕するということですが、国警ではモニター写真まで出し、犯人の人間まで出してそれを下部の全国警察官に持たしてあります。それに似たような者が来れば処置をしろ、こういうことだからと思ひますが、その場合に、あなたの方では、警官はどういう処置をするように手配をされておられるか。犯人と断定するにはどういふふうな手続が必要なのか。現在まで逮捕された原因は、そういう問題で日本の警察ではやはり犯人と断定するに何らの資料もなく、手続上も非常に遅れるというふうなことから、逮捕できないのではないかと思ひます。そういうことだからやはり具体的な行政協定と結び

つけられると思いますが、あなたは、犯人と断定できれば逮捕する、しかしそれが目の前におりましても、断定できないならば逮捕できないのだというふうに言っておるわけです。だから断定が、どういふ手続でどういふ条件を具備すれば逮捕できるか、それをひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。現在でもまだ日本の警察は、犯人の身分もあるいはその他の詳細なことも、ちつともおつかみになつておらない。ただ漠然たる白人という程度のものしかおつかみになつておらない。どういふわけでそれが日本の警察に知らされないのか、これをひとつ知らせていただきたい。この問題が解決されませんと、いくら警視庁を国警に編入いたしましたとしても、いわゆる機構いじりや新開が言つておりますが、機構いじりをやりましても、問題はちつとも解決しないのではないかと思ふ。やはりここがキー・ポイントではないかと思ひますので、どういふ意味で現在に至るまで、非常に捜査範囲も狭いと思ふのですが、あの重大な犯罪を犯した者をはつきりと逮捕できるような段階に至らないのか。なぜ犯人をもつと明確につかめないのか。これをひとつ聞かせていただきたい。

○齋藤(男)政府委員 なぜ長引いておるかというお尋ねであります。今までも重大な犯罪で、これが検挙されますのには相当の時日を要しておるものが多いのであります。さうきに速急に解決いたしますことは望ましいし、またわれ／＼も努力いたしておる次第でありますけれども、ただこの事件のみならず、相当の日子を要するものが多いのであります。さうきに御承知を願

います。
○立花委員 そうしたら日本の警察は、犯人の所属、氏名、年齢というよりなものは、わからないのですか。
○齋藤(男)政府委員 まだ明瞭にはなつておりません。

○野村委員長代理 大体警察に關する調査は次の機会に譲りまして、本日委員会はこれをもつて散会いたします。次会は公報をもつてお知らせいたします。

午後零時五十五分散会

〔参照〕

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基づく全国選挙管理委員会関係諸命令の廃止に關する法律案(内閣提出)に關する報告書
ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基づく警察関係命令の措置に關する法律案(内閣提出)に關する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十七年三月一日印刷

昭和二十七年三月三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷庁